

平成27年度 新潟市版地方人口ビジョン・総合戦略策定等支援業務委託 公募型プロポーザル方式による業者選定実施要領

1 趣 旨

この要領は、新潟市新潟暮らし奨励課が実施する平成27年度新潟市版地方人口ビジョン（以下、人口ビジョン）・総合戦略策定等支援業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 提案を求める業務の概要

- (1) 業務名 平成27年度 新潟市版地方人口ビジョン・総合戦略策定等支援業務
- (2) 業務内容 「新潟市版地方人口ビジョン・総合戦略策定等支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 平成28年3月31日
- (4) 業務費上限額 ￥10,000,000（消費税等含む）

3 提案者の特定

- (1) 選定委員会
提案者の特定は、「平成27年度新潟市版地方人口ビジョン・総合戦略策定等支援業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が行う。
- (2) 選定の方法
本要領に従い提案書を提出した者を対象に選定委員会が審査し、最も優れた提案を行なった者を選定する。
- (3) 審査
選定委員会は、提案者の提案に対して、提案書の評価および必要に応じて提案者へのヒアリングを行い、提案を総合的に審査し、最も優れた提案を行なった者を選定する。
- (4) ヒアリングの実施
ヒアリングを実施する場合は、実施方法および日程等について提案者に別途通知する。ヒアリングには、提案書に記載された管理技術者が必ず出席することとする。また、提案者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、対象者を限定したうえで二次審査としてヒアリング審査を行う場合がある。
- (5) 提案書の評価
提案書に対しては、次表に掲げる評価項目、配点を基準として評価を行う。

■評価項目・配点

評価項目	評価の観点	配点
提案者の業務遂行能力	提案者の概要及び実績報告に記載された意識調査や人口推計に関する過去の実績等をもとに、提案者、担当チームの能力等について評価を行う。	30
業務の構成・捉え方	提案書に記載された提案内容が、業務の趣旨を十分に理解し、人口ビジョン策定に向け、効果的な分析項目、意識調査項目が独自の視点で提案されており、具体的な根拠が提示され、わかりやすい表現になっているか評価を行う。	60
業務価格	提案書に記載された業務見積書をもとに評価を行う。上限価格の範囲内で、どれだけの成果が得られるか、また、提案にふさわしい業務価格となっているかについて、提案内容と照らし合わせて評価を行う。	10

4 提案者に求められる資格要件

提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟市の平成26・27年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本要領による手続き開始から契約の締結までの間において、新潟市長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。
- (5) 過去5年以内（平成22～26年度）に、次に該当する業務の実績を有すること。
 - ・中核市もしくは政令市、または都道府県からの受注業務として、住民意識調査もしくは人口推計に類する業務。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体の構成企業として、本件の入札に参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は3社以内で構成されていること。
 - イ 構成企業は上記（1）～（5）のすべての要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - エ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

5 参加表明書の提出

本要領による業者選定に参加しようとするものは、次により参加表明書等の提出を要する。

- (1) 提出書類 別添「参加表明書」様式による（単独企業・共同企業体兼用）
別添「共同企業体協定書」様式による（共同企業体のみ）
別添「委任状」様式による（共同企業体のみ）
- (2) 提出期限 平成27年5月8日 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市新潟暮らし奨励課
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）、電子メールに限る。FAXは認めない。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限必着のこと。
電子メール kurashi@city.niigata.lg.jp

6 質問及び回答

前記5により参加表明書を提出したものは、本業務および本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出
 - ① 提出書類 別添「質問書」の様式による。
 - ② 提出期限 平成27年5月8日 午後5時まで
 - ③ 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市新潟暮らし奨励課
 - ④ 提出部数 1部
 - ⑤ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）、電子メールに限る。FAXは認めない。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便、電子メールの場合は提出期限必着のこと。電子メールの場合は着信を確認すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成27年5月12日までに、参加を表明した全員に電子メールまたはFAXで送信すると同時に、同じ内容を記した回答書を郵便にて発送する。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

7 提案書の提出

- (1) 提出書類 次項「8 提案書の構成」のとおり
- (2) 提出期限 平成27年5月20日 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市新潟暮らし奨励課
- (4) 提出部数 提案書 6部

- (5) 提出方法 提出する提案は1案とし、持参または郵送（書留郵便に限る）すること。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限必着のこと。電送による提出は受理しない。また、要求した内容以外の書類等についても受理しない。
- (6) 追加及び変更 提出後の案の差し替え（追加及び変更等）は提出期限までの間に限り認める。

8 提案書の構成

- (1) 表紙（別紙様式 提案書表紙）
- (2) 提案企業（団体）の概要、実績（様式1）
- (3) 配置技術者の経歴等（様式2）
- (4) 提案書（A4縦、上下左右25mm以上、書式は自由）
- (5) 業務見積書（任意書式）

A4判を用いて、前記「2 提案を求める業務の概要」にかかる平成27年度業務の見積書とする。業務の人件費内訳計算書、諸経費計算書等を含むこと

9 選定委員会における審査結果の通知

審査結果については、速やかに文書をもって通知する。選定されなかった者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内の午前9時から午後5時までに書面により提出するものとする。なお、その回答は書面により行なう。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記4の提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限までに提出しなかった者
- (3) 審査のヒアリングを実施する場合、特別の事情がなく指定されたヒアリング時刻に遅れた者
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定委員に接触を行なった者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者または「8 提案書の構成」に違反する表現をした者
- (6) 前記2の業務費上限額を超える見積り金額を提案した者

11 業務の委託

- (1) 業務の委託
 - ① 選定委員会で選定された最も優れた提案の提出者に対し、当該業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。
 - ② 市長は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行ない、合意した場合は契約を締結する。

- ③ 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
 - ④ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
 - ⑤ 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。
 - ⑥ 新潟市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (2) 契約書
新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

1 2 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出期限後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (2) 提案書に記載した管理技術者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行なう場合には、同等以上の技術者であるとの新潟市の了解を得なければならない。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案者から了解を得ない限り公開しないものとする。

1 3 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続における提案書作成、ヒアリング参加費等、提案者が要した費用は提案者の負担とする。

附 則

この要領は、平成27年4月27日から施行し、業者が特定され契約に至った日の翌日にその効力を失う。

附 則

この改正要領は、平成27年5月1日から適用する。